

平成23年10月28日
東 北 電 力 (株)

「新仙台火力発電所リプレース計画環境影響評価書」の
確定および関係自治体への送付等について

当社は、電力の安定供給と地球温暖化問題への対応として新仙台火力発電所の既存設備を廃止し、発電効率が高いコンバインドサイクル発電設備である3号系列（出力98万kW）にリプレースする計画を進めております。

本計画は、平成20年10月から環境影響評価の手続きを実施し、その一環として本年9月30日、経済産業大臣に「新仙台火力発電所リプレース計画 環境影響評価書」（以下、「評価書」）の届出を行い審査いただいておりますが、10月26日、『環境の保全について適正な配慮がなされており、評価書を変更すべき必要がない』とする確定通知を受領いたしました。

これを受けて本日、電気事業法および環境影響評価法に基づき、評価書等を宮城県知事、仙台市長、多賀城市長、七ヶ浜町長に送付するとともに、以下のとおり、11月9日から1ヵ月間、地域の方々を対象に縦覧を行います。

なお、縦覧終了をもって環境影響評価法に基づく一切の手続きは完了となり、平成24年1月から工事を開始する予定となっております。

【評価書等の縦覧について】

1. 場 所

自治体庁舎：宮城県庁（環境生活部環境対策課）、仙台市役所（環境局環境部環境都市推進課）、
多賀城市役所、七ヶ浜町役場

当社事業所：新仙台火力発電所、仙台火力発電所、仙台営業所、塩釜営業所

2. 期 間

平成23年11月9日（水）～12月8日（木）

（ただし、新仙台火力発電所以外の場所では土曜日、日曜日を除く）

3. 時 間

自治体庁舎および当社事業所 午前9時～午後5時

（ただし、仙台営業所、塩釜営業所は午前9時～午後4時）

以 上

（参考資料1）新仙台火力発電所リプレース計画 環境影響評価書の概要

（参考資料2）環境影響評価手続きの経緯およびフロー

（参考資料3）東日本大震災後の重要な動植物の確認状況および環境保全措置の概要